

森町有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

町長は、有害鳥獣による農林業への被害を防止するため、柵等を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則(昭和42年森町規則第3号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「柵等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気柵
- (2) ワイヤーマッシュ柵
- (3) (1)及び(2)に準ずるもので、有害鳥獣による農林業への被害の防止に有効と認められるもの

第3 補助の対象及び補助率(額)

(1) 補助の対象

町内に農地又は山林を有する者(借地を含む)が、柵等の設置に必要な原材料の購入に要する経費

(2) 補助率(額)

(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、60,000円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の額の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、町長が別に定める期間)内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 町長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置を講ずること。

第6 交付の決定

町長は、第4に基づき交付の申請が提出されたときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、申請者に対して交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第3号)
 - イ その他町長が必要と認める書類
- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書(様式第4号)

(2) 提出期限

実績報告に同じ

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成23年森町告示第34号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年森町告示第13号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年森町告示第68号）

- 1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の森町有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の森町有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。